

大東市社会福祉協議会

「地域活動再開に向けての指針」

(はじめに)

ふれあいサロンの開催や、個別訪問活動を通して築いてきた「人と人との繋がり」は、安心して暮らせるまちづくりの基盤となっていました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、新たな発想に基づき「繋がり・ふれあい」を構築することが求められます。

本会では、「離れていても繋がる」「安全な距離で集う」という考え方にに基づき、地域活動を再開するために必要な指針を下記のとおり提示いたします。

【再開に必要な条件】

- ①定期的に換気ができる状態であること（15分に1度の換気）
- ②会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートルあけること（両腕を伸ばしても人と接触しない距離）
- ③近距離での会話や発声・高唱を避けること
- ④高齢者や基礎疾患のある方に配慮できること
- ⑤マスクの着用、アルコール消毒類の設置をすること
- ⑥検温の実施をすること
- ⑦実施会場における定員の50%以内の人数にすること

【再開にあたっての留意事項】

- ①マスクの着用、手洗いなど感染予防策の周知徹底を行う
- ②参加者が共通に触れる機器・設備などの消毒を徹底する
- ③参加者・スタッフの健康管理を徹底する（検温など）
- ④発熱などの症状がある人に参加・来場を控えていただくよう要請する（会場に掲示するなどを徹底）
- ⑤屋内施設の利用・イベントなどについては、参加者の連絡先を把握する

◆会議等の実施について◆

- ・会場の広さを確保し、換気ができる状態をつくる
- ・ビデオ通話など積極的に活用し、直接出会わなくても話合える環境を考える
- ・大規模な研修や集会は行わない
- ・会議の出席人数を制限するなどし、マスク着用、検温、アルコール消毒液を設置する

◆サロン、会食会等について◆

- ・マスクの着用を必須とするため、飲食や、体操後の茶話会などは行わない（お弁当やお菓子等の準備をしている場合は、終了後に配布し、帰宅後に召し上がってもらう）
- ・熱中症が発生しないよう、水分は主催者で用意する（紙コップは使用せず、ひとり1本配る）

◆個別援助活動（対面の見守り・声掛け）について◆

- ・マスクを着用する
- ・アルコール消毒類を携帯する
- ・利用者と対面する活動は、対人距離を確保し、原則15分以内とする
- ・1日に複数の見守り訪問を行う場合、1軒ごとに手指消毒を行う